

新潟県条例第31号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条及び第9条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(医療保護入院者の保護者の変更の届出)</u></p> <p>第8条 <u>医療保護入院者（法第33条の2に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）の保護者に変更があったときは、新たに保護者となった者は、規則で定めるところにより当該医療保護入院者が入院する精神科病院の管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>精神科病院の管理者は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(医療保護入院者等の氏名及び住所の変更の届出)</u></p> <p>第9条 <u>医療保護入院者の保護者は、本人又は当該医療保護入院者の氏名又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより当該医療保護入院者が入院する精神科病院の管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>精神科病院の管理者は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。